

2024年5月号

(2024年5月20日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

男性の育児休業の法整備の動向や取得率推移

6月から定額減税が始まります。配偶者の扶養要件が毎月の給与の範囲と異なるなど、注意しないといけませんね。さて、今回は、男性の育児休業等を紹介していきたいと思います。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

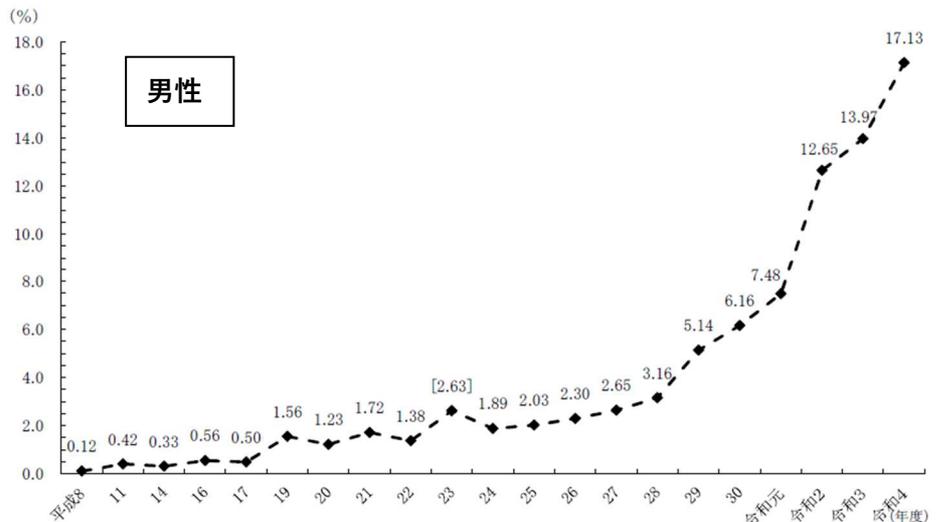
◆男性の育児休業の法整備の動向

3月12日、育児介護休業法の改正法案が閣議決定され、2025年4月施行が目指されます。この法案における男性の育児休業については、以下のとおりです。

- ・男性の育児休業取得率の公表義務：現行の従業員1,000人超の企業から**従業員300人超の企業に拡大**
- ・男性の育児休業の目標値の設定と公表義務：**従業員100人超の企業**

◆男性の育児休業の取得率推移

昨年3月、首相は、「男性の育児休業の取得率を2025年までに30%とする現在の政府目標から2025年度に50%、30年度に85%とする」目標を表明しました。男性の育児休業の取得率は、ここ数年で急上昇しております。今後も男性育児休業の政府の動向を注視し、企業は対応していく必要があります。



※厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r04/07.pdf>

※注：平成23年度[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

◆住民税、労働保険(年度更新)、社会保険(定時決定)

・住民税

今年度の住民税額通知書が届く時期が近づいてきました。昨年の所得に応じて計算された住民税を今年度の6月から納めることになります。先月と同じ住民税額にならない場合が多いため、給与計算時にはお気をつけ下さい。

・労働保険(年度更新)

昨年度分の労働保険料(確定保険料)と、今年度分の労働保険料(概算保険料)を納付するための申告書が届き始めます。一部の業種は、今年度の4月から労災保険料が変更になりました。

・社会保険(定時決定)

4月～6月に支払われた給与額をもとに、9月分～翌年8月分の保険料が決定される算定基礎届が6月中旬頃から届き始めます。健康保険組合加入企業様は、健康保険組合への届出も忘れないようにご注意ください。